

被用者年金一元化についての検討方針案

1 1・2階の保険料率の統一スケジュールについて

- 共済年金の 1・2 階の保険料率については、公務員共済の保険料率が平成 21 年に統一されることを踏まえ、平成 22 年以降、今後廃止される 3 階部分も含めた率としてこれまで予定していた保険料率を 1・2 階の保険料率に切り替えてスタートし、その後、厚生年金の引上げ幅と同率の 0.354%ずつ引き上げ、平成 30 年に厚生年金の保険料率（上限 18.3%）に揃える（私学は平成 39 年に統一）。
- その際、加入者及び事業主の保険料負担増を緩和するため、新たな保険料負担の一部は、各共済の独自財源として残る積立金を活用して負担することもできるとする。

2 共済年金の積立金について

- 共済年金の積立金については、1・2 階部分は被用者年金全体の共通財源とする。
- 1・2 階部分の積立金仕分けは、保険料で賄われる 1・2 階部分の支出に対比して何年分の積立金を持っているかを共済年金が厚生年金の水準に合わせる。

- 積立金の1・2階の共通部分及び職域部分の過去債務以外に残る部分は、
 - ・ 職域部分の廃止後に別途検討する新しい仕組みの原資
 - ・ 1・2階部分の保険料負担増緩和のための財源等一定のルールに基づいて活用する。
- 1・2階部分の積立金については、運用利回り、基本的な資産構成割合、評価方法等の運用ルールを統一する。
- 共済の貸付等の独自運用は、運用の評価を踏まえ、実態に配慮しつつ必要な範囲で確保する。なお、福祉施設については、地域における公益性の強い医療の確保等に留意する一方、事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っているものは、できるだけ速やかに整理する。

3 職域部分（3階部分）について

- 公的年金としての職域部分は廃止する。
- これまでの職域部分については、既裁定者は給付を存続する。ただし、追加費用による職域相当分については、下記4による。また、未裁定者は過去期間に応じた給付を行うことを基本としつつ、公務員共済については、下記の新たな仕組みの検討を踏まえ、別途その在り方を検討する。
- 公務員共済については、別途、公務員制度としての仕組みを設けることとし、民間の企業年金等の実態を踏まえて検討する。
- 私学共済については、別途、現行の職域部分に代わる仕組みを設ける方向で検討する。

4 追加費用の削減について

- 公務員の世代間格差のは是正という観点や国民負担の抑制の観点も踏まえ、既裁定者に係る追加費用対象給付については、政治姿勢の問題として、恩給期間と共済年金制度発足時との本人負担（恩給 2.0%、共済年金 4.4%）の差に着目して給付水準を引き下げる。ただし、受給者の生活安定や憲法上の財産権保障にも配慮する。
- 具体的には、以下の方法で減額を行う。
 - ① 共済年金制度発足時においてその給付水準に見合う保険料率は 8.8%（労使折半）であったのに対し、恩給期間は本人負担が低かったことから（本人負担の差 2.4%）、これに見合った給付水準にするため、追加費用による恩給期間分の給付を ○% 減額する。
 - ② 減額に当たっては、追加費用による恩給期間分の給付と社会保険方式による共済期間分の給付の合計額の ○% を超える減額はしないこととする。また、追加費用分を含む年金額が ○万円以下の者は減額の対象としないこととするとともに、減額により当該年金額が ○万円を下回ることのないようにする。
- 追加費用を削減することとの均衡上、文官恩給についても一定の見直しを行う。

5 その他

- 制度的な差異については、原則として厚生年金のルールに合わせる方向で見直す。
- 一元化後の事務組織等については、一元化にふさわしく、無駄のない効率的なものとする観点から検討するとともに、年金相談等を1か所で受けられるワンストップ・サービスを実現する。

被用者年金一元化等に関する役員会

平成18年2月16日設置

座長 丹羽雄哉

座長代理 尾辻秀久

事務局長 田村憲久

事務局次長 阿部正俊

鴨下一郎（政調副会長）

中島眞人（社会保障制度調査会
年金委員長）

佐藤 勉（総務部会長）

江崎洋一郎（財務金融部会長）

松野博一（文部科学部会長）

大村秀章（厚生労働部会長）